

下関市都市公園乃木浜総合公園
指定管理者募集要項

令和7年8月

下関市都市整備部公園緑地課

目 次

1	施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公募スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	申込方法及び提出書類・・・・・・・・	4
6	指定管理候補者の選定・・・・・・・・	7
7	指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその基準・・・・・・・・	8
8	管理運営業務の範囲外の事業・・・・・・・・	10
9	指定管理料等に関する事項・・・・・・・・	10
10	協定に関する事項・・・・・・・・	11
11	その他の留意事項・・・・・・・・	14
12	問合せ先・・・・・・・・	15

下関市都市公園乃木浜総合公園指定管理者募集要項

下関市（以下「市」という。）が設置する都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。）乃木浜総合公園（以下「本施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に実施し、本施設の効果を最大限に発揮するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び下関市都市公園条例（平成17年条例第289号。以下「都市公園条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、本施設の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）を行う指定管理者を公募します。

現在、市の直営及び業務委託にて実施している使用許可、運営管理及び維持管理等の業務をはじめ、様々な業務を指定管理者が包括的に実施することにより、利用者の利便性並びに公園の魅力向上を図るものです。

指定管理者への応募に当たっては、この要項（以下「本要項」という。）を熟読の上、民間事業者等としてのノウハウを活用し、最少の経費で最大の効果（住民サービス向上）が得られる取組みを積極的に提案し、期限までに申込書類を提出してください。

1 施設概要

（1）名称、所在地及び供用面積

ア 名称

乃木浜総合公園

イ 所在地

山口県下関市乃木浜一丁目及び二丁目

ウ 供用面積

34.4ヘクタール

※令和8年4月1日から供用開始を予定している箇所を含みます。

（2）設置目的

人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間を提供し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とします。

(3) ビジョン及び指標

ア ビジョン

- (ア) 本市を代表する総合公園として、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の利用者が、快適かつ安心安全に、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動を行うことができる公園であること。
- (イ) 各種スポーツ活動の拠点施設としての役割を十分に理解し、スポーツ利用者が快適かつ安心安全に利用できる公園であること。
- (ウ) 本施設の特色や魅力等の情報発信を行い、多くの市民に利用され、地域の活性化に寄与する公園であること。

イ 指標

- (ア) アンケート調査による利用者の満足度
- (イ) 運動施設の利用者数
- (ウ) 行為許可（都市公園条例第3条第1項及び第3項）の件数
- (エ) 有料公園施設使用許可（都市公園条例第8条第1項及び第2項の許可いう。以下同じ。）の件数
- (オ) 広報の回数（ホームページ及びSNS等の更新回数）

2 公募スケジュール

募集要項公開日 令和7年8月12日（火）

説明会 令和7年9月2日（火）

申込受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月26日（金）まで

候補者選定委員会 令和7年10月上旬

指定管理者の指定 令和7年第4回定例会に議案を提出し、議決後に指定

基本協定締結 令和8年3月

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

ただし、指定期間内であっても、本業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

応募者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であることとします（法人格の有無は問いません。また、個人での応募はできません。）。

なお、複数の団体で構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）でも応募ができます。ただし、単独で応募する団体は、共同事業体の構成員となることはできません。

また、1の共同事業体の構成員となる団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。

応募者の資格は、次に掲げる条件を全て満たすこととします。

- （１）法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- （２）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- （３）指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- （４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- （５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- （６）過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- （７）消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること。
- （８）共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が（１）から（６）までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
 - イ 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営

に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

ウ 代表団体は、共同事業体における本施設の包括的管理、行為許可及び有料公園施設使用許可に関して責任を負うこと。

(9) 5 (5) に示す説明会に参加すること。

(10) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。なお、共同事業体での応募の場合は、代表団体及び代表団体以外の共同事業体の構成員の全てが適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

5 申込方法及び提出書類

(1) 提出書類

ア 申込書（様式第1号）

イ 応募資格を有していることを証明する書類

（ア）定款の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）

（イ）法人等（共同事業体にあつては、全ての構成団体）に租税等の滞納がないことを証明する書類

ウ 事業計画書（様式第2号）

エ 収支計画書（様式第3号）

オ 団体の経営状況を説明する書類

組織の概要、経営状況の判断及び業績見通し、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録等

カ 誓約書（様式第4号）

キ 事業説明書（様式第5号）

ク 共同事業体結成届書（様式第6号）（共同事業体による応募の場合のみ）

(2) 提出部数

別表3「提出書類一覧」のとおり提出してください。なお、提出書類は、原則としてA4判縦型で提出してください。

(3) 申込書類等の配付

申込に必要な書類は市のホームページからダウンロードしてください。な

お、紙での配付を希望する団体はイ 問合せ先までご連絡ください。

ア 配付期間

令和 7 年 8 月 1 2 日（火）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）まで
（紙での配付は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 問合せ先

山口県下関市南部町 1 番 1 号
下関市都市整備部公園緑地課管理係
電話 0 8 3 - 2 3 1 - 1 9 3 3

（4）申込受付期間

提出書類は、ア 提出期間、イ 提出時間、ウ 提出窓口を遵守し、持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出後は、提出書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 1 6 日（火）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

ウ 提出窓口

（3）イ 問合せ先と同じ

（5）説明会

ア 開催日時

令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 1 0 時から

イ 開催場所

山口県下関市乃木浜二丁目
乃木浜総合公園管理棟会議室

ウ 内容

本要項等の説明、施設見学及び参考資料配布

エ 参加人数

1 団体（1 共同事業体）につき 2 人まで

オ 参加申込

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）午後 5 時までに説明会参加申込書（様式第 8 号）

を公園緑地課に提出してください。電子メールでの提出も可能とします。

【受付電子メールアドレス】 tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

カ その他

説明会への参加を応募条件としていますので、応募を予定される団体は（共同事業体）は必ず説明会に参加してください。

(6) 本要項等に関する質問及び回答

ア 質問受付期間

令和7年9月3日（水）から令和7年9月19日（金）午後5時まで

イ 質問方法

質問票（様式第9号）を電子メールにて提出してください。なお、来訪及び電話等、口頭にする質問は受け付けません。

【受付電子メールアドレス】

tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

ウ 回答方法

説明会に参加された全団体に対し、随時電子メールにより回答いたします。なお、電話、口頭による回答は行いません。

(7) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 1団体又は1共同事業体につき、応募は1件とします。

ウ 応募のために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を応募者として設立母体となる法人等の（1）提出書類イ及びオを提出してください。
なお、指定管理候補者に選定された場合は、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を速やかに提出してください。

エ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

オ 提出された書類の差し替え及び再提出はできません。

カ 提出された書類は、返却しません。

キ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

ク 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出してください。

ケ 指定管理候補者として選定された団体以外は、応募者名は公表しません。

コ 自己の利益を図る目的で、下関市指定管理候補者選定委員会の委員及び

市職員に接触することを禁止します。接触が判明した場合は、失格とする場合があります。

サ 提出された書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開請求の対象となり、原則、公開すべきでない箇所を除いて公開します。

シ 応募者が提出する事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属します。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用するができることとします。

6 指定管理候補者の選定

（1）指定管理者の指定は、法第244条の2第6項の規定による下関市議会の議決（以下「指定の議決」という。）を経て市長が行います。市議会への議案を提出するため、応募者の中から指定管理候補者を選定します。指定管理候補者の選定は、下関市指定管理候補者選定委員会（下関市都市公園）（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市長が行います。

（2）応募者の審査は、応募者から提出された事業計画書等、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別紙1審査基準に基づいて行います。ただし、この審査基準は、選定委員会事務局による案であり、選定委員会において変更する可能性があります。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所、実施方法等は、令和7年9月29日（月）以降に別途連絡します。

（3）応募者が1者であっても、審査の結果、最低基準に満たない場合は選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、最低基準を満たした場合は、指定管理候補者に選定します。再度の提案においても最低基準を満たさないときは、再度公募を行うこととします。

（4）選定結果の通知は、令和7年10月24日（金）までに文書で行う予定です。

（5）選定結果は、公表します。選定されなかった団体については、匿名で公表します。

（6）選定した指定管理候補者が、指定の議決を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適当若しくは不可能と認められる事由が生じたとき、

又は指定の議決が得られなかったときは、指定管理候補者の選定を取り消し、他の応募者の中から指定管理候補者を選定することがあります。なお、指定管理候補者の責めに帰すべき事由により指定管理候補者の選定を取り消した場合で、本施設の管理運営業務が延期になる等、市に損害が発生したときは、市は、当該取消しを受けた団体に損害賠償請求を行うことがあります。

7 指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその基準

(1) 管理運営業務の内容

指定管理者が実施する管理運営業務の範囲（都市公園条例第21条第3項関係）は、次のとおりです。

- ア 都市公園条例第3条の規定による行為許可に関する業務
- イ 都市公園条例第8条の規定による有料公園施設使用許可に関する業務
- ウ 運営及び維持管理に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務（施設の広報）

(2) 管理運営業務の細目及び水準

別紙2の1下関市都市公園乃木浜総合公園管理運営業務仕様書のとおり

(3) 口座管理

指定管理者は、管理運営業務の実施のために使用する預金口座について、専用の口座を設けることを原則とします。ただし、管理運営業務の実施上必要な場合には、市と協議の上、複数の口座を使用することもできます。

(4) 情報管理

- ア 指定管理者は、管理運営業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別紙3個人情報取扱特記事項を遵守しなければなりません。
- イ 指定管理者は、本施設の管理運営に関して保有する情報の公開については、公開条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。なお、情報公開の請求があった場合は、市に報告することとします。
- ウ 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たって指定管理者が保有する文書を、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、

下関市文書取扱規程（平成１７年訓令第４号）の規定に準じて、適切に保存しなければなりません。また、指定期間満了時に市の指示により、引き渡していただくことがあります。

（５）下関市エコマネジメントプランに基づく特記事項

管理運営業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙４特記仕様書（環境編簡易）のとおりとします。

（６）下関市暴力団排除条例による措置

下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）による措置については、別紙５下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとします。

（７）保険

管理運営業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は次のとおりとします。

ア 施設賠償責任保険（指定管理者特約条項等が付いたもの）（必須）

（ア）対人賠償 １人につき１億円以上

１事故につき１億円以上

（イ）対物賠償 １事故につき１億円以上

イ 指定管理者の負担する損失に係る保険（任意）

（８）障害者施設等への配慮

国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）の趣旨を理解し、可能な限り、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に努めなければなりません。

（９）障害を理由とした差別の解消に係る措置

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）の趣旨を理解し、市の定める「障害を理由とする差別の解消に向けた下関市指定管理者対応マニュアル」に従い、障害を理由とした差別の解消について、適切な措置をとることとします。

（１０）協議

管理運営業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議し、決定することとします。

8 管理運営業務の範囲外の事業

指定管理者は、管理運営業務以外の事業で自己の費用と責任において実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。自主事業を実施する場合は、運営管理の実施を妨げない範囲において、市に対して自主事業計画書を提出し、事前に市の承認を受けることとします。1 施設概要（2）設置目的（3）ビジョン及び指標を達成するため、積極的に自主事業を実施してください。

9 指定管理料等に関する事項

（1）利用料金併用制

指定管理者による管理運営に当たっては、利用料金併用制を採用します。本施設の利用料金（行為許可及び有料公園施設使用許可に係る使用料をいう。以下同じ。）は、指定管理者の収入となります。利用料金の額は、都市公園条例第14条第1項（別表第3-3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表及び別表第3-4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表）に定める使用料の額を上限とし、あらかじめ市長の承認（当該額を内税として承認する。）を得た上で、指定管理者が定めることとします。なお、都市公園条例第21条の2第3項の規定により、承認を得た利用料金の額を公園の見やすい場所に掲示しなければなりません。また、利用料金の減免及び還付については、都市公園条例第21条の2第4項の規定に基づき、下関市都市公園条例施行規則（平成17年規則第263号。以下「都市公園条例規則」という。）第5条及び第6条の規定により実施してください。

（2）施設使用料（利用料金）

施設使用料（利用料金）の収入実績及び見込については、別表1 使用料収入金額算定表を参照してください。

（3）指定管理料

管理運営業務に要する経費に充てるため、市は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払います。なお、3会計年度の指定管理料の上限金額は、総額278,940,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）と

し、毎会計年度における上限額は、金 92,980,000 円とします。なお、これらの上限額を超えて提案がなされている応募は受理しません。また、指定管理料の額は、応募の際に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算額の範囲内で毎会計年度協定において定めるものとします（提案いただいた業務の内容を精査し、提案された額から減額する場合があります。）。また、年間の指定管理料は利用料金収入が計画どおりでなかった場合であっても、災害等の特別な場合を除き原則として増額をしませんので事業計画書及び収支予算書の作成に当たっては留意してください。

なお、指定管理料の内訳については、別表 2 指定管理料算定表を参照してください。

（４）指定管理料及び利用料金収入の利益の考え方

指定管理者の経営努力により経費の節減や行為許可及び有料公園施設使用許可の増加を図った結果、指定管理者に利益が生じた場合、このような自己努力による収益は、原則として指定管理者の収益とします。

（５）その他収入

自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入としますが、地域への貢献策として自主事業によって得られた利益については、更なる利用者増に向けた集客イベントの開催、本施設のサービス向上に向けた取組への経費充当並びに指定期間内に発生する突発的な施設及び設備の改修・維持補修費等に充てる特定の目的を持った資金の積立ての実施、あるいは市への納付も可能です。応募に当たっては、自主事業の収支計画を策定し、収支計画書（自主事業分）（様式第 3 号の 2）に記載してください。

（６）区分経理

管理運営業務に係る経理は、管理運営業務以外のもの（自主事業を含む。）に係る経理と明確に区分して管理することとします。

10 協定に関する事項

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じて本施設の管理運営に関する基本事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理運営業務に係る事項を定めた「年度協定」とします。

(1) 基本協定において定める主な事項

- ・ 目的
- ・ 用語の定義
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更
- ・ 管理物件
- ・ 指定期間及び会計年度
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等
- ・ 管理運営業務からの除外
- ・ 指定管理者の管理運営業務の範囲等の変更
- ・ 管理運営業務の実施
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 使用許可の運用
- ・ 業務開始の準備
- ・ 従業員の配置
- ・ 管理運営業務の委託又は請負の制限
- ・ 管理物件の改修等の分担
- ・ 指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- ・ 緊急事態への対応
- ・ 災害拠点としての対応
- ・ 情報管理及び情報公開
- ・ 個人情報の保護
- ・ しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・ 年間事業計画書の提出
- ・ 年間事業計画書の変更
- ・ 業務報告書の提出
- ・ 事業報告書の提出

- ・ 経営状況の確認
- ・ 管理運営業務のモニタリング
- ・ 改善指示、指定の取消し等
- ・ 指定管理料
- ・ 指定管理料の減額等
- ・ 指定管理料の変更
- ・ 利用料金の取扱い
- ・ 経理及び指定管理者の口座
- ・ 損害賠償等
- ・ 第三者への賠償
- ・ 保険
- ・ 不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・ 不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- ・ 管理運営業務の引継ぎ等
- ・ 原状回復義務
- ・ 管理物品の取扱い
- ・ 指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- ・ 不可抗力による指定の取消し等
- ・ 本施設の廃止による指定期間の終了
- ・ 権利及び義務の譲渡の制限
- ・ 連絡調整会議の設置
- ・ 著作権等の使用
- ・ 暴力団等の排除
- ・ 自主事業
- ・ 障害者就労施設等への配慮
- ・ 障害を理由とした差別の解消に係る措置
- ・ 特定個人情報の取扱い等
- ・ 監査
- ・ 請求、通知等の様式等
- ・ 協定の変更
- ・ 解釈

- ・協定の費用
- ・公租公課の負担
- ・疑義についての協議
- ・裁判管轄

(2) 年度協定において定める主な事項

- ・趣旨
- ・管理運営業務の内容
- ・目標値の設定
- ・年間事業計画書の提出期限
- ・指定管理料
- ・協定の費用
- ・定めのない事項
- ・疑義の解決
- ・履行の決定

1 1 その他の留意事項

- (1) 応募をした者又は応募をしようとする者は、選定委員会において選定結果が出されるまでの間、当該選定に関して、選定委員と接触することを禁止します。
- (2) 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- (3) 協定に関する法的関係の複雑化・不安定化を防止するため、指定管理者の市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡・継承、担保提供等はできません。
- (4) 指定管理者は、管理運営業務の全部又は主たる部分（業務仕様書に示す都市公園条例第3条の規定による行為許可及び都市公園条例第8条の規定による有料公園施設使用許可に関する業務並びに運営管理に関する業務）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に市の承諾を受けた上で、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることは可能です。

なお、業務の一部を第三者に委託をする場合は、可能な限り市内の事業者等への発注を検討してください。

※現在、地域住民との連携や高齢者の雇用確保の一環として、除草、草刈及び清掃等軽作業の一部については、地域団体や（一社）シルバー人材センター、中高年事業団に業務を委託しています。

（５）指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法(昭和２２年法律第４９号)、労働組合法(昭和２４年法律第１７４号)、労働安全衛生法(昭和４７年法律第５７号)、最低賃金法(昭和３４年法律第１３７号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和６０年法律第８８号)等）について遵守してください。

（６）乃木浜総合公園管理事務所で勤務している本市会計年度任用職員のうち、指定管理者の下での雇用を希望する者の雇用を要請します。なお、この要請は、管理運営業務を切れ目なく円滑に継続する必要があること並びに求職と求人のミスマッチの解消及び雇用の維持を目的として行うもので、義務ではありません。

（７）本施設においてネーミングライツの導入を検討しています。検討にあたっては、指定管理者と協議を行い、導入が決定した場合は、愛称を使用することとします。

（８）各種税（消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税等）の納付は、指定管理者で対応してください。

（９）書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成４年法律５１号)の定めるところによるものとします。

1 2 問合せ先

下関市都市整備部公園緑地課管理係 担当：八木・小嶺・富永

〒750-8521 山口県下関市南部町１番１号

電話 083-231-1933

FAX 083-231-1919

電子メール tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp